

「事故発生工事の成績評定に関する運用規定」

1 監督員の「安全対策」に関する評定（考査項目別運用表の減点項目について）

- ①「安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切で監督員から改善指示を受けたが、速やかな対応がなかった。」との評価項目について、速やかなとは、「基本、当日中」である。ただし指示事項の履行に当たり、資材の調達などで特別な事情が有る場合は、緊急対応を行うことを前提に、必要期間を猶予することができる。
- ②「安全施設について外部（第三者）から指摘があり、是正が必要であった。」との評価項目について、外部（第三者）とは、「労基署、消防、警察など公的機関」である。
- ③重要仮設などの安全チェックを怠った。重要仮設などとは、「事故原因となった、足場、支保工、土留め、安全設備（フェンス、バリケード、カラーコーン、通路設備等を含む）」である。

2 工事担当係長の「安全対策」に関する評価

事故の程度や社会的影響に応じて以下の評価とする。

[工事担当係長の安全対策評価表（事故発生工事）]

災害区分	程度	評価
労働災害	休業4日未満	d
	休業4日以上	e
公衆災害	人身災害	e
	新聞報道等があり社会的影響が大きい物損事故	e
	新聞報道等が無く社会的影響が小さい物損事故	d

3 工事担当係長又は検査員の「法令順守」に関する評価

- ①事故報告が速やか（当日中）になされなかった（現場から監督課）場合は -1 点
- ②事故報告が無く、後日事故が発覚した場合は -3 点
- ③明らかな労働安全衛生法違反があった場合は -3 点

4 当運用の適用開始

平成 27 年 2 月 1 日以降契約した工事から適用する。